

平成31年3月12日 開会

平成31年3月 日 閉会

# 平成31年第1回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員



## 議案目次

報告第1号	和解及び損害賠償額の決定の専決処分について……………	P 1
報告第2号	和解及び損害賠償額の決定の専決処分について……………	P 3
報告第3号	放棄したその他の債権の報告について……………	P 5
承認第1号	平成30年度江差町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認を 求めることについて……………	P 7
承認第2号	北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についての専決処分の 承認を求めることについて……………	P 19
議案第1号	平成30年度江差町一般会計補正予算(第9号)について……………	P 29
議案第2号	平成30年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第4号)につい て……………	P 55
議案第3号	平成30年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につい て……………	P 67
議案第4号	平成30年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)につい て……………	P 79
議案第5号	平成30年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)について……………	P 95
議案第6号	平成31年度江差町一般会計予算について	
議案第7号	平成31年度江差町国民健康保険費特別会計予算について	
議案第8号	平成31年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について	
議案第9号	平成31年度江差町介護保険特別会計予算について	
議案第10号	平成31年度江差町公共下水道事業特別会計予算について	
議案第11号	平成31年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について	
議案第12号	平成31年度江差町港湾整備事業特別会計予算について	
議案第13号	平成31年度江差町奨学金特別会計予算について	
	<b>平成31年度各会計予算議案(議案第6号~第13号)別冊</b>	
議案第14号	平成31年度江差町水道事業会計予算について	
	<b>平成31年度江差町水道事業会計予算議案(議案第14号)別冊</b>	
議案第15号	江差町財政調整基金の処分について……………	P 97
議案第16号	江差町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について……………	P 99
議案第17号	国営厚沢部川土地改良事業促進基金の設置、管理及び処分に関する条例 を廃止する条例の制定について……………	P 101
議案第18号	消費税改正に伴う関係条例の整理条例の制定について……………	P 103
議案第19号	江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条 例について……………	P 111
議案第20号	江差町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例につい て……………	P 113
議案第21号	江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管 理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について……………	P 115
議案第22号	江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……………	P 117

議案第 23 号	江差町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について .....	P 1 2 1
議案第 24 号	指定管理者の指定について .....	P 1 2 3
議案第 25 号	指定管理者の指定について .....	P 1 2 5
議案第 26 号	指定管理者の指定について .....	P 1 2 7
議案第 27 号	指定管理者の指定について .....	P 1 2 9
議案第 28 号	指定管理者の指定について .....	P 1 3 1
議案第 29 号	指定管理者の指定について .....	P 1 3 3

## 報告第1号

### 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成31年3月12日提出

江差町長 照 井 誉之介

### 提案理由

地方自治法第180条第1項に規定する、議会の委任による議決事件について専決処分をしたので報告する。

## 専 決 処 分 書

次のとおり和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

平成30年12月14日専決

江差町長 照 井 誉之介

### 和解及び損害賠償額の決定について

#### 1 当事者

(甲) 檜山郡江差町長 照 井 誉之介

(乙) XXXXXXXXXX

#### 2 事故の概要

- (1) 平成30年9月30日午後12時頃、甲が管理する歩道を乙が歩行中、歩道の破損部に足を取られて転倒し、乙が負傷したものである。
- (2) 甲及び乙は、上記に起因する負傷について、甲の負担と責任において治療費を支払うこととして交渉を進め、和解することで合意を得たものである。

#### 3 和解及び損害賠償額の概要

- (1) 甲は乙に対し、本件事故に関する治療費 金2,450円を乙の指定する口座に支払う。
- (2) なお、本件示談の他、甲乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

## 報告第 2 号

### 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

平成 31 年 3 月 12 日提出

江差町長 照 井 誉之介

### 提案理由

地方自治法第 180 条第 1 項に規定する、議会の委任による議決事件について専決処分をしたので報告する。

## 専 決 処 分 書

次のとおり和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

平成31年2月4日専決

檜山郡江差町長 照 井 誉之介

### 和解及び損害賠償額の決定について

#### 1 当事者

(甲) 檜山郡江差町長 照 井 誉之介

(乙) 檜山郡江差町 XXXXXXXXXX

#### 2 事案の概要

(1) 平成30年11月22日、甲が管理する町有地敷地内において、飛散していた接合金物により乙の車輛の左前のタイヤを破損させたもの。

(2) 甲及び乙は、上記に起因する損害について甲の責任において損害賠償することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものである。

#### 3 和解及び損害賠償額の概要

(1) 甲は、乙が被った損害13,500円について、乙に対し賠償する義務があることを認め、甲の加入する賠償補償保険により補修費全額を支払うものとする。

(2) 上記内容により、乙は甲に対し、今後物件損害及びこれに伴う一切の請求を行わないことを確認する。

報告第3号

放棄したその他の債権の報告について

江差町債権管理条例（平成22年条例第1号）第12条第1項の規定により、町のその他の債権について別紙調書のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月12日提出

江差町長 照井 誉之介

## 私債権等放棄調書

債権の名称：行政財産目的外使用料（公園使用料）

担当課：財政課

番号	債権の額	放棄決定日	放棄する事由等		
			債権発生年月日	事由	債権者
1	18,954円	平成31年2月21日	平成21年4月1日	生活保護（江差町債権管理条例第12条第1項第1号）	債権者 江差町民
2	18,954円	平成31年2月21日	平成22年4月1日	生活保護（同第12条第1項第1号）	債権者 江差町民
3	21,954円	平成31年2月21日	平成23年4月1日	生活保護（同第12条第1項第1号）	債権者 江差町民
4	28,754円	平成31年2月21日	平成24年4月1日	生活保護（同第12条第1項第1号）	債権者 江差町民
計	88,616円				

## 承認第1号

平成30年度江差町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を  
求めることについて

平成30年度江差町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成31年3月12日提出

江差町長 照 井 誉之介

2月8日に発生した新栄テレビ中継局故障に係る経費について専決処分したこと  
について、議会の承認を求める必要があるため。

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

平成31年2月8日専決

江差町長 照井 誉之介

### 平成30年度江差町一般会計補正予算（第8号）

平成30年度江差町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ989千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,613,115千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	総務管理費	テレビ・ラジオ難視聴対策(新栄テレビ中継局バッテリー充電器等修繕)	989					989	
計			989					989	

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9地方交付税		2,333,209	989	2,334,198
	1地方交付税	2,333,209	989	2,334,198
歳入合計		5,612,126	989	5,613,115

## 歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		995,052	989	996,041
	1 総務管理費	930,056	989	931,045
歳出合計		5,612,126	989	5,613,115

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税	2,333,209	989	2,334,198
歳入合計	5,612,126	989	5,613,115

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	995,052	989	996,041				989
歳出合計	5,612,126	989	5,613,115	0	0	0	989

## (2) 歳入

款			
項	補正前の額	補正額	計
目			
9 地方交付税	2,333,209	989	2,334,198
1 地方交付税	2,333,209	989	2,334,198
1 地方交付税	2,333,209	989	2,334,198
歳入合計	5,612,126	989	5,613,115

単位：千円

節		説明
区	分	
1	地方交付税	989 普通交付税

## (3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	995,052	989	996,041				989
1 総務管理費	930,056	989	931,045				989
8 住民運動対策費	9,381	989	10,370				989
歳出合計	5,612,126	989	5,613,115	0	0	0	989

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
11	需用費	989	修繕料（新栄テレビ中継局バッテリー充電器等修繕）



## 承認第2号

北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についての承認を  
求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成31年3月12日提出

江差町長 照井 誉之介

### 提案理由

北海道市町村総合事務組合において、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合を構成団体とすることができないため、当該団体の非常勤職員に対する公務災害補償等の事務を処理できる（事務の委託）よう定める規約を制定し、現行規約を廃止するために必要があるため、専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。



## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について、別紙のとおり専決処分する。

平成31年1月31日専決

江差町長 照 井 誉之介

## 北海道市町村総合事務組合規約

### 第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、北海道市町村総合事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、別表第1に掲げる市町村・一部事務組合及び広域連合（以下「組合構成団体」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、別表第2の右欄に掲げる組合構成団体の同表左欄の事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、札幌市中央区北4条西6丁目2番地、北海道自治会館内に置く。

### 第2章 組合の議会

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は15人とし、次の各号に定める者をもってあてる。

(1) 組合構成団体である関係市の長 1人

(2) 組合構成団体である町村の長 14人

(組合議員の選挙)

第6条 関係市の長の組合議員については、組合構成団体である関係市の長においてこれを互選する。町村の長の組合議員については、各地区町村会長の職にある者をもってあてる。

2 関係市の長の組合議員に欠員を生じたときは、速やかに補欠選挙を行う。第7条第2項の規定により町村の長の組合議員が組合管理者となり、組合議員に欠員を生じた場合は、前項の地区町村会副会長の職にある者をもってあてる。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、2年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 組合議員である組合構成団体の長が、当該構成団体の長の職を失ったとき、若しくは当該地区町村会会長又は副会長の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず組合議員の職を失う。第9条第2項の規定により組合管理者に選任されたときも、また同様とする。

(報酬)

第8条 組合議員には、報酬は支給しない。

### 第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者)

第9条 組合に管理者及び副管理者各1人を置く。

2 管理者は、北海道町村会長の職にある者をもってあて、副管理者は、管理者が組合の議会の同意を得て選任する。

3 管理者及び副管理者の任期は、2年とする。

4 管理者は、組合を統轄代表し、組合の事務を管理執行する。

5 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 管理者及び副管理者がともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ管理者の指定した者がその職務を代理する。

7 管理者には、給料を支給しない。

(会計管理者)

第9条の2 組合に会計管理者を1人置く。

2 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから管理者が任命する。

(事務局)

第10条 組合に事務局を設け、事務局長及び職員を置く。

2 前項の職員は、管理者がこれを任免する。

3 第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

4 監査委員は、非常勤とする。

5 組合議員のうちから選任される監査委員には、報酬を支給しない。

第4章 組合の経費の支弁の方法

(経費の支弁の方法)

第12条 組合の経費は、次の収入をもって充てる。

(1) 組合構成団体の負担金

(2) 組合の財産から生ずる収入

(3) その他の収入

(組合構成団体の負担金)

第13条 組合構成団体は、第3条に規定する業務に要する経費に充てるため、条例で定めるところにより負担金を納付しなければならない。

第5章 雑則

(事務の受託)

第14条 組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第252条の14第1項の規定による事務の委託の申出がなされたときは、これを受託することができる。

(管理者への委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成31年市町村第 号指令）

1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。

2 北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）は、廃止する。

別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体

管内	市町村・一部事務組合及び広域連合
石狩振興局（12）	江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、当別町、新篠津村、石狩北部地区消防事務組合、北海道市町村備荒資金組合、石狩教育研修センター組合、札幌広域圏組合、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合
渡島総合振興局（16）	北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、山越郡衛生処理組合、南渡島消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島衛生施設組合、渡島廃棄物処理広域連合、渡島・檜山地方税滞納整理機構
檜山振興局（11）	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町、南部桧山衛生処理組合、檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合
後志総合振興局（29）	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南部後志衛生施設組合、北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、岩内地方衛生組合、南部後志環境衛生組合、後志教育研修センター組合、後志広域連合
空知総合振興局（33）	歌志内市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、長幌上水道企業団、奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北空知衛生センター組合、北空知葬斎組合、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、滝川地区広域消防事務組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合
上川総合振興局（30）	幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪清掃組合、愛別町外3町塵芥処理組合、上川北部消防事務組合、名寄地区衛生施設事務組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合、上川広域滞納整理機構
留萌振興局（11）	増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、留萌消防組合、北留萌消防組合、羽幌町外2町村衛生施設組合、留萌南部衛生組合
宗谷総合振興局（17）	幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、利尻郡学校給食組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、稚内地区消防事務組合、南宗谷衛生施設組合、利尻島国民健康保険病院組合、西天北五町衛生施設組合
オホーツク総合振興局（24）	大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、斜里郡3町終末処

	理事業組合、西紋別地区環境衛生施設組合、北見地区消防組合、網走地区消防組合、広域紋別病院企業団
胆振総合振興局（12）	登別市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合、胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合
日高振興局（16）	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、日高西部消防組合、日高中部消防組合、日高東部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高東部衛生組合、日高中部衛生施設組合、日高地区交通災害共済組合、日高中部広域連合、日高管内地方税滞納整理機構
十勝総合振興局（24）	音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、北十勝2町環境衛生処理組合、池北3町行政事務組合、南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団、とちかち広域消防事務組合
釧路総合振興局（12）	釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団、釧路・根室広域地方税滞納整理機構
根室振興局（9）	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外2町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合

別表第2（第3条関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
1 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務	江別市、根室市、千歳市、歌志内市、登別市、恵庭市、北広島市、森町、八雲町、長万部町、鷹栖町、上川町、増毛町、白老町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、清水町、芽室町、新得町、広尾町、大樹町、更別村、中札内村、足寄町、本別町、陸別町、幕別町、豊頃町、池田町、浦幌町、白糠町、石狩北部地区消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、檜山広域行政
2 消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3第1項の規定による消防作業に従	組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、南空知消防組合、岩見沢地区消防事務組合、砂川地区広域消防組合、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務

<p>事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償に関する事務</p> <p>3 水防法（昭和24年法律第193号）第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事務</p> <p>4 水防法第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償に関する事務</p> <p>5 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による応急措置業務に従事した者に係る損害補償に関する事務</p> <p>6 消防組織法第25条の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する事務</p> <p>7 非常勤消防団員に係る賞じゅつ金授与に係る事務</p>	<p>組合、大雪消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、南宗谷消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、遠軽地区広域組合、網走地区消防組合、北見地区消防組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、紋別地区消防組合、胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合、日高東部消防組合、日高西部消防組合、日高中部消防組合、釧路東部消防組合、釧路北部消防事務組合、根室北部消防事務組合</p>
<p>8 水防法（昭和24年法律第193号）第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事務</p>	<p>長沼町、新十津川町</p>
<p>9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務</p>	<p>当別町、新篠津村、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、</p>

	<p>白老町、安平町、厚真町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、石狩北部地区消防事務組合、北海道市町村備荒資金組合、石狩教育研修センター組合、札幌広域圏組合、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合、山越郡衛生処理組合、南渡島消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島衛生施設組合、渡島廃棄物処理広域連合、渡島・檜山地方税滞納整理機構、南部桧山衛生処理組合、檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合、南部後志衛生施設組合、北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、岩内地方衛生組合、南部後志環境衛生組合、後志教育研修センター組合、後志広域連合、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、長幌上水道企業団、奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北空知衛生センター組合、北空知葬斎組合、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪清掃組合、愛別町外3町塵芥処理組合、上川北部消防事務組合、名寄地区衛生施設事務組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合、上川広域滞納整理機構、留萌消防組合、北留萌消防組合、西天北五町衛生施設組合、羽幌町外2町村衛生施設組合、留萌南部衛生組合、利尻郡学校給食組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、稚内地区消防事務組合、南宗谷衛生施設組合、利尻島国民健康保険病院組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、斜里郡3町終末処理事業組合、西紋別地区環境衛生施設組合、北見地区消防組合、広域紋別病院企業団、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合、胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合、日高西部消防組合、日高中部消防組合、日高東部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高東部衛生組合、日高中部衛生施設組合、日高地区交通災害共済組合、日高中部広域連合、日高管内地方税滞納整理機構、北十勝2町環境衛生処理組合、池北三町行政事務組合、南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団、とかち広域消防事務組合、川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団、釧路・根室広域地方税滞納整理機構、根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外2町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合</p>
<p>10 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第4</p>	<p>当別町、新篠津村、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、</p>

<p>条第1項の規定に基づく非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務</p>	<p>古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町</p>
---	---

## 議案第1号

平成30年度江差町一般会計補正予算（第9号）について

平成30年度江差町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、それぞれ16,329千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,596,786千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成31年3月12日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

平成30年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、減額、その他変更をする必要が生じたことによる。

平成30年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	企画費	海・山・川！！障がい者が満喫するバリアフリーレジャーと地域づくりの相互連携事業	▲ 570	▲ 285				▲ 285	
民生費	児童福祉総務費	「子育て応援券」交付事業	▲ 800				▲ 800		
民生費	常設保育所費	常設保育所運営	▲ 1,500					▲ 1,500	
衛生費	保健衛生総務費	看護師等育成確保対策	▲ 4,800				▲ 4,800		
衛生費	保健衛生総務費	道立江差病院医師確保対策	▲ 3,000				▲ 3,000		
衛生費	予防費	子ども医療費助成	▲ 1,600		▲ 800			▲ 800	
衛生費	予防費	母子保健(妊娠・出産期支援)	▲ 1,128					▲ 1,128	
衛生費	予防費	母子保健(定期予防接種)	▲ 4,112		▲ 285			▲ 3,827	
衛生費	予防費	インフルエンザ予防接種支援	▲ 790				▲ 250	▲ 540	
衛生費	予防費	高齢者肺炎球菌予防接種支援	▲ 460					▲ 460	
衛生費	予防費	各種がん検診推進	▲ 1,500				▲ 200	▲ 1,300	
衛生費	予防費	不妊治療費助成等	▲ 1,313				▲ 400	▲ 913	
農林水産業費	農業振興費	産地生産力強化総合支援事業	▲ 1,270					▲ 1,270	
農林水産業費	農地費	江差町農地流動化促進補助	▲ 1,600			▲ 1,600			
商工費	観光費	ぷらっと江差運営支援	▲ 5,000				▲ 5,000		
商工費	観光費	日本遺産地域活性化推進事業	▲ 15,000				▲ 15,000		
商工費	追分振興費	江差追分交流発展事業	▲ 840				▲ 420	▲ 420	

平成30年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
土木費	道路新設改良費	町道南ヶ丘団地22号通り及び町道砂川4号通り道路改良工事	▲ 30,582	▲ 18,670		▲ 11,900	▲ 12		
土木費	都市計画総務費	都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定	▲ 1,460	▲ 1,039				▲ 421	
減額補正 計			▲ 77,325	▲ 19,994	▲ 1,085	▲ 13,500	▲ 29,882	▲ 12,864	
総務費	一般管理費	地域振興短期派遣負担金(北海道職員派遣負担金)	1,586					1,586	
総務費	一般管理費	財政調整基金積立	49,800				49,800		
総務費	諸費	過年度還付金(平成29年度子ども・子育て支援交付金返還)	162					162	
民生費	社会福祉総務費	プレミアム付き商品券事業	1,053	1,053					
民生費	老人福祉費	後期高齢者医療特別会計繰出金	54					54	
民生費	老人福祉費	社会福祉法人が行う利用者負担軽減事業補助	7,563		5,672			1,891	
民生費	児童福祉総務費	子ども発達支援推進	678					678	
教育費	図書館費	図書館資料整備	100				100		
計			▲ 16,329	▲ 18,941	4,587	▲ 13,500	20,018	▲ 8,493	

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9地方交付税		2,334,198	△8,493	2,325,705
	1地方交付税	2,334,198	△8,493	2,325,705
12国庫支出金		550,790	△18,941	531,849
	2国庫補助金	216,471	△18,941	197,530
13道支出金		334,274	4,587	338,861
	1道負担金	213,780	△285	213,495
	2道補助金	103,405	4,872	108,277
15寄附金		74,401	100	74,501
	1寄附金	74,401	100	74,501
16繰入金		429,333	40,538	469,871
	2基金繰入金	427,715	40,538	468,253
18諸収入		159,531	△20,620	138,911
	3貸付金元利収入	111,111	△20,000	91,111
	4交付金	7,882	△420	7,462
	6雑収入	33,616	△200	33,416
19町債		497,200	△13,500	483,700
	1町債	497,200	△13,500	483,700
歳入合計		5,613,115	△16,329	5,596,786

## 歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		996,041	50,978	1,047,019
	1 総 務 管 理 費	931,045	50,978	982,023
3 民 生 費		1,431,591	7,048	1,438,639
	1 社 会 福 祉 費	1,217,971	8,670	1,226,641
	2 児 童 福 祉 費	213,620	△1,622	211,998
4 衛 生 費		449,994	△18,703	431,291
	1 保 健 衛 生 費	449,994	△18,703	431,291
6 農 林 水 産 業 費		210,815	△2,870	207,945
	1 農 業 費	137,196	△2,870	134,326
7 商 工 費		260,101	△20,840	239,261
	1 商 工 費	260,101	△20,840	239,261
8 土 木 費		765,267	△32,042	733,225
	2 道 路 橋 梁 費	334,816	△30,582	304,234
	5 都 市 計 画 費	193,424	△1,460	191,964
10 教 育 費		480,668	100	480,768
	5 社 会 教 育 費	75,906	100	76,006
歳 出 合 計		5,613,115	△16,329	5,596,786

第2表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事業名	金額
民生費	社会福祉費	プレミアム付き商品券事業	1,053

第3表 債務負担行為補正

(追加)

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
広報印刷製本	平成30年度～平成31年度	3, 417
役場庁舎電気設備保守委託	平成30年度～平成31年度	360
役場庁舎エレベーター保守委託	平成30年度～平成31年度	650
事前予約制乗合タクシー運行委託	平成30年度～平成31年度	484
老人福祉センター電気設備保守委託	平成30年度～平成31年度	155
老人福祉センター浄化槽保守委託	平成30年度～平成31年度	212
福祉バス運行委託	平成30年度～平成31年度	2, 529
在宅型総合福祉施設電気設備保守委託	平成30年度～平成31年度	143
在宅型総合福祉施設浄化槽保守委託	平成30年度～平成31年度	234
かもめ保育園電気設備保守委託	平成30年度～平成31年度	186
農業経営基盤安定対策（農業機械等導入助成）	平成30年度～平成31年度	2, 500
水堀排水機場電気設備保守委託	平成30年度～平成31年度	110
道の駅浄化槽保守委託	平成30年度～平成31年度	159
道の駅観光案内等業務委託	平成30年度～平成31年度	4, 031
江差町住宅リフォームプレミアム商品券発行事業	平成30年度～平成31年度	12, 460

事 項	期 間	限 度 額
町営住宅浄化槽保守委託	平成30年度～平成31年度	221
円山第4団地エレベーター保守委託	平成30年度～平成31年度	407
スクールバス運行委託（小学校）	平成30年度～平成31年度	12,500
スクールバス運行委託（中学校）	平成30年度～平成31年度	12,500
町立小学校電気設備保守委託	平成30年度～平成31年度	598
町立小学校浄化槽保守委託	平成30年度～平成31年度	965
町立中学校電気設備保守委託	平成30年度～平成31年度	188
江差中学校エレベーター保守委託	平成30年度～平成31年度	602
運動公園電気設備保守委託	平成30年度～平成31年度	207
江差町漁船等上架施設指定管理委託	平成30年度～平成34年度	19,362
江差町漁村センター指定管理委託	平成30年度～平成34年度	4,548
江差町歴史的まちなみ交流会館 壱番蔵指定管理委託	平成30年度～平成34年度	1,680
江差追分会館・江差山車会館指定管理委託	平成30年度～平成35年度	152,146
江差町文化会館指定管理委託	平成30年度～平成35年度	162,048

第4表 地方債補正

(変更)

単位：千円

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
変更前	江差町農地流動化促進補助	4,300	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後		2,700	同上	同上	同上
変更前	町道南ヶ丘団地22号通り及び町道砂川4号通り道路改良工事	34,000	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後		22,100	同上	同上	同上

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税	2,334,198	△8,493	2,325,705
12 国庫支出金	550,790	△18,941	531,849
13 道支出金	334,274	4,587	338,861
15 寄附金	74,401	100	74,501
16 繰入金	429,333	40,538	469,871
18 諸収入	159,531	△20,620	138,911
19 町債	497,200	△13,500	483,700
歳入合計	5,613,115	△16,329	5,596,786

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	996,041	50,978	1,047,019	△285		49,800	1,463
3民生費	1,431,591	7,048	1,438,639	6,725		△800	1,123
4衛生費	449,994	△18,703	431,291	△1,085		△8,650	△8,968
6農林水産業費	210,815	△2,870	207,945		△1,600		△1,270
7商工費	260,101	△20,840	239,261			△20,420	△420
8土木費	765,267	△32,042	733,225	△19,709	△11,900	△12	△421
10教育費	480,668	100	480,768			100	
歳出合計	5,613,115	△16,329	5,596,786	△14,354	△13,500	20,018	△8,493

## (2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計	
				項
				目
9 地方交付税	2,334,198	△8,493	2,325,705	
1 地方交付税	2,334,198	△8,493	2,325,705	
1 地方交付税	2,334,198	△8,493	2,325,705	
12 国庫支出金	550,790	△18,941	531,849	
2 国庫補助金	216,471	△18,941	197,530	
1 総務費国庫補助金	18,572	△285	18,287	
2 民生費国庫補助金	5,358	1,053	6,411	
5 土木費国庫補助金	167,197	△19,709	147,488	
13 道支出金	334,274	4,587	338,861	
1 道負担金	213,780	△285	213,495	
2 衛生費道費負担金	472	△285	187	
2 道補助金	103,405	4,872	108,277	
1 民生費道費補助金	43,194	5,672	48,866	
2 衛生費道費補助金	5,929	△800	5,129	
15 寄附金	74,401	100	74,501	
1 寄附金	74,401	100	74,501	
1 寄附金	74,401	100	74,501	
16 繰入金	429,333	40,538	469,871	
2 基金繰入金	427,715	40,538	468,253	
3 過疎地域自立促進基金繰入金	42,200	△3,000	39,200	
4 ふるさと応援基金繰入金	105,240	△5,050	100,190	
5 旧江差線（木古内・江差間）鉄道施設等整理基金繰入金	4,635	△12	4,623	
7 子育て応援基金繰入金	9,400	△1,200	8,200	
11 土地開発基金繰入金	0	49,800	49,800	

単位：千円

節		金額	説明	
区	分			
1	地方交付税	△8,493	普通交付税	
2	地方創生推進交付金	△285	地方創生交付金 バリアフリーレジャー	
1	社会福祉費補助金	1,053	プレミアム付き商品券事業補助	
1	道路橋梁費補助金	△18,670	社会資本整備総合交付金 南ヶ丘団地22号通り及び砂川4号通り道路改良	
2	都市計画費補助金	△1,039	集約都市形成支援事業費補助	
1	保健衛生費負担金	△285	予防接種健康被害救済	
1	社会福祉費補助金	5,672	介護サービス利用者負担軽減事業補助金	
1	保健衛生費補助金	△800	乳幼児医療給付	
1	寄附金	100	指定寄附金（図書館）	
1	過疎地域自立促進基金繰入金	△3,000	道立江差病院医師確保対策	
1	ふるさと応援基金繰入金	△5,050	看護師等育成確保対策 インフルエンザ予防接種支援	△4,800 △250
1	旧江差線（木古内・江差間）鉄道施設等整理基金繰入金	△12	南ヶ丘団地22号通り及び町道砂川4号通り道路改良	
1	子育て応援基金繰入金	△1,200	「子育て応援券」交付 不妊治療費助成等	△800 △400
1	土地開発基金繰入金	49,800	基金廃止（財政調整基金積立）	

款 項 目	補正前の額	補正額	計
18 諸収入	159,531	△20,620	138,911
3 貸付金元利収入	111,111	△20,000	91,111
1 貸付金元利収入	111,111	△20,000	91,111
4 交付金	7,882	△420	7,462
4 商工費交付金	1,920	△420	1,500
6 雑入	33,616	△200	33,416
1 雑入	33,616	△200	33,416
19 町債	497,200	△13,500	483,700
1 町債	497,200	△13,500	483,700
2 農林水産業債	23,500	△1,600	21,900
3 土木債	237,700	△11,900	225,800
歳入合計	5,613,115	△16,329	5,596,786

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
4	商工費貸付金償還金	△20,000	江差観光まちづくり協議会事業資金貸付金 日本遺産地域活性化推進事業 △15,000 ぷらっと江差運営事業資金貸付 △5,000
1	商工費交付金	△420	いきいきふるさと推進補助
2	雑入	△200	がん検診自己負担金
1	農業債	△1,600	農地流動化促進補助
1	道路橋梁事業債	△11,900	町道南ヶ丘団地22号通り及び砂川4号通り道路改良

## (3) 歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
項							
目							
2 総務費	996,041	50,978	1,047,019	△285		49,800	1,463
1 総務管理費	931,045	50,978	982,023	△285		49,800	1,463
1 一般管理費	566,249	51,386	617,635			49,800	1,586
6 企画費	229,878	△570	229,308	△285			△285
10 諸費	16,272	162	16,434				162
3 民生費	1,431,591	7,048	1,438,639	6,725		△800	1,123
1 社会福祉費	1,217,971	8,670	1,226,641	6,725			1,945
1 社会福祉総務費	121,370	1,053	122,423	1,053			
3 老人福祉費	389,772	7,617	397,389	5,672			1,945
2 児童福祉費	213,620	△1,622	211,998			△800	△822
1 児童福祉総務費	96,892	△122	96,770			△800	678
3 常設保育所費	115,538	△1,500	114,038				△1,500
4 衛生費	449,994	△18,703	431,291	△1,085		△8,650	△8,968
1 保健衛生費	449,994	△18,703	431,291	△1,085		△8,650	△8,968
1 保健衛生総務費	364,041	△7,800	356,241			△7,800	
2 予防費	71,130	△10,903	60,227	△1,085		△850	△8,968

単位：千円

節		金額	説明	
区	分			
19	負担金補助及び交付金	1,586	地域振興短期派遣負担金 (北海道職員派遣負担金)	
25	積立金	49,800	財政調整基金積立	
19	負担金補助及び交付金	△570	開陽丸青少年センター補助 介助スタッフ配置事業補助	
23	償還金利子及び割引料	162	平成29年度子ども・子育て支援交付金返還	
3	職員手当等	90	時間外勤務手当	
4	共済費	44	社会保険料	
7	賃金	294	臨時事務職員	
9	旅費	174	職員旅費	
11	需用費	205	消耗品費 印刷製本費	145 60
12	役務費	246	通信運搬費 郵便料・送料	
19	負担金補助及び交付金	7,563	社会福祉法人が行う介護サービス利用者負担額軽減事業補助	
28	繰出金	54	後期高齢者医療特別会計繰出金	
19	負担金補助及び交付金	△122	子ども発達支援センター負担金 子育て応援・乳幼児おむつ等費用助成	678 △800
7	賃金	△1,500	臨時保育士	
21	貸付金	△7,800	看護師等養成学校等修学資金貸付 道立江差病院医師研究資金貸付	△4,800 △3,000
11	需用費	△322	医薬材料費	
13	委託料	△7,268	がん検診委託料	△1,500

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
項							
目							
6 農林水産業費	210,815	△2,870	207,945		△1,600		△1,270
1 農業費	137,196	△2,870	134,326		△1,600		△1,270
2 農業振興費	18,770	△1,270	17,500				△1,270
4 農地費	96,344	△1,600	94,744		△1,600		
7 商工費	260,101	△20,840	239,261			△20,420	△420
1 商工費	260,101	△20,840	239,261			△20,420	△420
3 観光費	97,402	△20,000	77,402			△20,000	
5 追分振興費	15,096	△840	14,256			△420	△420
8 土木費	765,267	△32,042	733,225	△19,709	△11,900	△12	△421
2 道路橋梁費	334,816	△30,582	304,234	△18,670	△11,900	△12	
1 道路新設改良費	153,737	△30,582	123,155	△18,670	△11,900	△12	
5 都市計画費	193,424	△1,460	191,964	△1,039			△421

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
			インフルエンザ予防接種委託（高齢者） △530 高齢者肺炎球菌予防接種委託 △460 定期予防接種委託 △3,390 妊婦健診委託 △1,128 インフルエンザ予防接種委託（13歳未満） △260
19	負担金補助及び交付金	△1,313	不妊治療費助成
20	扶助費	△2,000	子ども医療費給付 △1,600 予防接種健康被害救済 △400
19	負担金補助及び交付金	△1,270	アスパラ等栽培施設整備補助 △500 土づくり支援事業補助 △500 産地育成推進事業補助 △150 施設園芸作物支援事業補助 △120
19	負担金補助及び交付金	△1,600	江差町農地流動化促進補助
21	貸付金	△20,000	ぷらっと江差運営事業資金貸付金 △5,000 江差町観光まちづくり協議会事業資金貸付金 △15,000
8	報償費	△305	追分派遣謝礼 △160 出演者招聘謝礼 △145
9	旅費	△507	職員旅費 △61 嘱託旅費 △446
12	役務費	△15	チラシ折込手数料
14	使用料及び賃借料	△13	車両借上料
15	工事請負費	△27,759	町道南ヶ丘団地22号通り道路改良工事 △17,759 町道砂川4号通り道路改良工事 △10,000
17	公有財産購入費	△626	町道南ヶ丘団地22号通り用地取得
22	補償補填及び賠償金	△2,197	町道南ヶ丘団地22号通り用地取得解体費・移転補償

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国道支出金	地方債	その他	
	1	都市計画総務費	9,540	△1,460	8,080	△1,039			△421
10		教育費	480,668	100	480,768			100	
	5	社会教育費	75,906	100	76,006			100	
	2	図書館費	10,796	100	10,896			100	
		歳出合計	5,613,115	△16,329	5,596,786	△14,354	△13,500	20,018	△8,493

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
13	委託料	△1,460	都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定支援業務委託
18	備品購入費	100	図書資料整備

(4) 給与費明細書

1. 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年間支給率 (月分)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	長 等	3		20,976	7,779 4.45		291	7,892	36,938	5,919	42,857
	議 員	12	26,436		5,728 2.60				32,164	10,082	42,246
	その他の特別	257	18,699						18,699		18,699
	計	272	45,135	20,976	13,507		291	7,892	87,801	16,001	103,802
補 正 額	長 等										
	議 員										
	その他の特別										
	計										
補 正 後	長 等	3		20,976	7,779 4.45		291	7,892	36,938	5,919	42,857
	議 員	12	26,436		5,728 2.60				32,164	10,082	42,246
	その他の特別	257	18,699						18,699		18,699
	計	272	45,135	20,976	13,507		291	7,892	87,801	16,001	103,802

2. 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	93		325,834	256,430	582,264	108,656	690,920	
補 正 額				90	90		90	
補 正 後	93		325,834	256,520	582,354	108,656	691,010	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	寒 冷 地 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	管 理 職 手 当	時 間 外 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	児 童 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
手 当 の 内 訳	補 正 前	10,906	7,393	75,311	53,590	10,406	22,227	1,773	6,858	6,500
	補 正 額						90			
	補 正 後	10,906	7,393	75,311	53,590	10,406	22,317	1,773	6,858	6,500
	区 分	宿 直 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 特 別 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金	備 考				
内 訳	補 正 前	634		50	60,782					
	補 正 額									
	補 正 後	634	0	50	60,782					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増減分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	90	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	90	プレミアム付き商品券 事業時間外手当	

(5) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源
						国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
広報印刷製本	3,417			平成30 ～ 31	3,417			228	3,189
役場庁舎電気設備保守委託	360			平成30 ～ 31	360				360
役場庁舎エレベーター保守委託	650			平成30 ～ 31	650				650
事前予約制乗合タクシー運行委託	484			平成30 ～ 31	484				484
老人福祉センター電気設備保守委託	155			平成30 ～ 31	155				155
老人福祉センター浄化槽保守委託	212			平成30 ～ 31	212				212
福祉バス運行委託	2,529			平成30 ～ 31	2,529				2,529
在宅型総合福祉施設電気設備保守委託	143			平成30 ～ 31	143				143
在宅型総合福祉施設浄化槽保守委託	234			平成30 ～ 31	234				234
かもめ保育園電気設備保守委託	186			平成30 ～ 31	186			186	
農業経営基盤安定対策（農業機械等導入助成）	2,500			平成30 ～ 31	2,500			2,500	
水堀排水機場電気設備保守委託	110			平成30 ～ 31	110				110
道の駅浄化槽保守	159			平成30 ～ 31	159				159
道の駅観光案内等業務委託	4,031			平成30 ～ 31	4,031				4,031
江差町住宅リフォームプレミアム商品券発行事業	12,460			平成30 ～ 31	12,460			12,000	460
町営住宅浄化槽保守委託	221			平成30 ～ 31	221			221	
円山第4団地エレベーター保守委託	407			平成30 ～ 31	407			407	
スクールバス運行委託（小学校）	12,500			平成30 ～ 31	12,500				12,500
スクールバス運行委託（中学校）	12,500			平成30 ～ 31	12,500				12,500

単位：千円

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源
						国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
町立小学校電気設備 保守委託	598			平成30 ～ 31	598				598
町立小学校浄化槽保 守委託	965			平成30 ～ 31	965				965
町立中学校電気設備 保守委託	188			平成30 ～ 31	188				188
江差中学校エレベ ーター保守委託	602			平成30 ～ 31	602				602
運動公園電気設備保 守委託	207			平成30 ～ 31	207				207
江差町漁船等上架施 設指定管理委託	19,362			平成30 ～ 34	19,362				19,362
江差町漁村センター 指定管理委託	4,548			平成30 ～ 34	4,548				4,548
江差歴史的まちなみ 交流会館菅番蔵指定 管理委託	1,680			平成30 ～ 34	1,680			1,680	
江差追分会館・江差 山車会館指定管理委 託	152,146			平成30 ～ 35	152,146			23,260	128,886
江差町文化会館指定 管理委託	162,048			平成30 ～ 35	162,048			5,000	157,048

(6) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

単位：千円

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 償還見込額		
1 普 通 債	2,058,956	2,136,461	174,200	260,146	2,050,515	
(4) 土 木 債	59,934	167,342	80,000	12,714	234,628	
4 そ の 他	3,677,433	3,555,615	293,000	363,028	3,485,587	
(1) 過疎対策事業債	624,300	630,017	92,000	65,069		
(4) 財源対策債等	448,802	384,212	34,800	74,333	344,679	
合計	補正前の額	5,957,119	5,901,288	497,200	664,931	5,733,557
	補正額			▲ 13,500		▲ 13,500
	補正後の額	5,957,119	5,901,288	483,700	664,931	5,720,057

## 議案第2号

平成30年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第4号）について

平成30年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ18,065千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ936,913千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月12日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

平成30年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加をする必要が生じたことによる。



平成30年度 国民健康保険費特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
保健事業費	保健事業費	各種健診・予防接種助成	▲ 900		▲ 900				
保健事業費	特定健康診査等事業費	特定健康診査等委託	▲ 900		▲ 900				
諸支出金	償還金及び還付加算金	平成29年度特定健診及び療養給付費等負担金返還	19,865					19,865	
計			18,065		▲ 1,800			19,865	

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4道支出金		664,480	△1,800	662,680
	1道負担金	664,480	△1,800	662,680
6繰入金		104,247	1,418	105,665
	2基金繰入金	0	1,418	1,418
7繰越金		4,052	18,447	22,499
	1繰越金	4,052	18,447	22,499
歳入合計		918,848	18,065	936,913

## 歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
5 保 健 事 業 費		14,621	△1,800	12,821
	1 保 健 事 業 費	8,347	△900	7,447
	2 特定健康診査等事業費	6,274	△900	5,374
8 諸 支 出 金		5,102	19,865	24,967
	1 償還金及び還付加算金	5,102	19,865	24,967
歳 出 合 計		918,848	18,065	936,913

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
4 道 支 出 金	664,480	△1,800	662,680
6 繰 入 金	104,247	1,418	105,665
7 繰 越 金	4,052	18,447	22,499
歳 入 合 計	918,848	18,065	936,913

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
5保健事業費	14,621	△1,800	12,821	△1,800			
8諸支出金	5,102	19,865	24,967				19,865
歳出合計	918,848	18,065	936,913	△1,800	0	0	19,865

## (2) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
4 道支出金	664,480	△1,800	662,680
1 道負担金	664,480	△1,800	662,680
1 保険給付費等交付金	664,480	△1,800	662,680
6 繰入金	104,247	1,418	105,665
2 基金繰入金	0	1,418	1,418
1 基金繰入金	0	1,418	1,418
7 繰越金	4,052	18,447	22,499
1 繰越金	4,052	18,447	22,499
1 繰越金	4,052	18,447	22,499
歳入合計	918,848	18,065	936,913

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
2	保険給付費等交付金（特別交付金）	△1,800	都道府県繰入金（2号分） 特定健康診査等負担金 △1,674 △126
1	財政調整基金繰入金	1,418	財政調整基金繰入金
1	前年度繰越金	18,447	前年度繰越金

## (3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
5 保健事業費	14,621	△1,800	12,821	△1,800			
1 保健事業費	8,347	△900	7,447	△900			
1 保健事業費	8,347	△900	7,447	△900			
2 特定健康診査等 事業費	6,274	△900	5,374	△900			
1 特定健康診査 等事業費	6,274	△900	5,374	△900			
8 諸支出金	5,102	19,865	24,967				19,865
1 償還金及び還付 加算金	5,102	19,865	24,967				19,865
1 償還金及び還 付加算金	5,102	19,865	24,967				19,865
歳出合計	918,848	18,065	936,913	△1,800	0	0	19,865

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
19	負担金補助及び交付金	△900	各種検診助成 200 インフルエンザ予防接種助成 400 高齢者肺炎球菌予防接種助成 300
13	委託料	△900	特定健康診査受診料他
23	償還金利子及び割引料	19,865	平成29年度療養給付費等負担金返還 19,669 平成29年度特定健診国庫負担金返還 98 平成29年度特定健診道費負担金返還 98



## 議案第3号

平成30年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

平成30年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ999千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月12日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

平成30年度江差町後期高齢者医療特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加をする必要が生じたことによる。



平成30年度 後期高齢者医療特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
後期高齢者 医療広域連 合納付金	後期高齢者 医療広域連 合納付金	後期高齢者医療広 域連合負担金	999				999		
計			999				999		

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		72,368	945	73,313
	1 後期高齢者医療保険料	72,368	945	73,313
3 繰入金		46,086	54	46,140
	1 一般会計繰入金	46,086	54	46,140
歳入合計		119,501	999	120,500

## 歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納 付金		115,557	999	116,556
	1 後期高齢者医療広域連合納 付金	115,557	999	116,556
歳 出	合 計	119,501	999	120,500

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	72,368	945	73,313
3 繰入金	46,086	54	46,140
歳入合計	119,501	999	120,500

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2後期高齢者医療広 域連合納付金	115,557	999	116,556			999	
歳出合計	119,501	999	120,500	0	0	999	0

## (2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
1 後期高齢者医療保険料	72,368	945	73,313
1 後期高齢者医療保険料	72,368	945	73,313
1 特別徴収保険料	47,602	945	48,547
3 繰入金	46,086	54	46,140
1 一般会計繰入金	46,086	54	46,140
1 事務費繰入金	8,183	△460	7,723
2 保険基盤安定繰入金	37,903	514	38,417
歳入合計	119,501	999	120,500

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
1 現 年 度 分	945	現年度分
1 事 務 費 繰 入 金	△460	事務費繰入金
1 保 険 基 盤 安 定 繰 入 金	514	保険基盤安定繰入金

## (3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	115,557	999	116,556			999	
1 後期高齢者医療 広域連合納付金	115,557	999	116,556			999	
1 後期高齢者医療 広域連合納付金	115,557	999	116,556			999	
歳出合計	119,501	999	120,500	0	0	999	0

単位：千円

節		説明
区	分	
19 負担金補助及び交付金	999	後期高齢者医療保険料現年度分 945 広域連合事務費負担金 △460 保険基盤安定分 514



## 議案第4号

平成30年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

平成30年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、それぞれ8,115千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ285,999千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成31年3月12日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

平成30年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算を減額する必要が生じたことによる。



平成30年度 公共下水道事業特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
公共下水道費	下水道管理センター管理費	下水道管理センター維持管理委託	▲ 719				▲ 359	▲ 360	
公共下水道費	下水道管理センター管理費	下水道管理センター電気・機械設備整備	▲ 442				▲ 188	▲ 254	
公共下水道費	下水道管理センター管理費	下水道管理センター外長寿命化計画策定	▲ 1,954	▲ 977			▲ 415	▲ 562	
公共下水道費	公共下水道施設費	公共下水道整備	▲ 5,000	▲ 2,500		▲ 2,500			
計			▲ 8,115	▲ 3,477		▲ 2,500	▲ 962	▲ 1,176	

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1分担金及び負担金		26,587	△962	25,625
	1負担金	26,587	△962	25,625
2使用料及び手数料		39,422	△1,176	38,246
	1使用料	39,400	△1,176	38,224
3国庫支出金		17,500	△3,477	14,023
	1国庫補助金	17,500	△3,477	14,023
5町債		32,600	△2,500	30,100
	1町債	32,600	△2,500	30,100
歳入合計		294,114	△8,115	285,999

## 歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 共 下 水 道 費		121,793	△8,115	113,678
	2 施 設 管 理 費	76,598	△3,115	73,483
	3 事 業 費	26,648	△5,000	21,648
歳 出 合 計		294,114	△8,115	285,999

第2表 債務負担行為補正

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
五勝手中継ポンプ場自家用電気工作物保安管理委託	平成30年度～平成31年度	260
江差・上ノ国下水道管理センター自家用電気工作物保安管理委託	平成30年度～平成31年度	380
江差・上ノ国下水道管理センター産業廃棄物(下水汚泥)収集運搬・処理委託	平成30年度～平成31年度	7,794

第3表 地方債補正

(変更)

単位：千円

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
変更前	公共下水道整備	12,500	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合によ り償還年限を短縮し、また は低利に借り換えることが できる。
変更後		10,000	同上	同上	同上

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	26,587	△962	25,625
2 使用料及び手数料	39,422	△1,176	38,246
3 国庫支出金	17,500	△3,477	14,023
5 町債	32,600	△2,500	30,100
歳入合計	294,114	△8,115	285,999

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1公共下水道費	121,793	△8,115	113,678	△3,477	△2,500	△962	△1,176
歳出合計	294,114	△8,115	285,999	△3,477	△2,500	△962	△1,176

## (2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
1 分担金及び負担金	26,587	△962	25,625
1 負担金	26,587	△962	25,625
1 公共下水道費負担金	25,927	△962	24,965
2 使用料及び手数料	39,422	△1,176	38,246
1 使用料	39,400	△1,176	38,224
1 下水道使用料	39,400	△1,176	38,224
3 国庫支出金	17,500	△3,477	14,023
1 国庫補助金	17,500	△3,477	14,023
1 公共下水道費補助金	17,500	△3,477	14,023
5 町債	32,600	△2,500	30,100
1 町債	32,600	△2,500	30,100
1 下水道事業債	12,500	△2,500	10,000
歳入合計	294,114	△8,115	285,999

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	公共下水道費負担金	△962	上ノ国町負担金
1	下水道使用料	△1,176	下水道使用料
1	公共下水道費補助金	△3,477	社会資本整備総合交付金 ストックマネジメント計画策定 公共下水道整備 △977 △2,500
1	下水道事業債	△2,500	下水道事業債

## (3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 公共下水道費	121,793	△8,115	113,678	△3,477	△2,500	△962	△1,176
2 施設管理費	76,598	△3,115	73,483	△977		△962	△1,176
2 下水道管理センター管理費	60,557	△3,115	57,442	△977		△962	△1,176
3 事業費	26,648	△5,000	21,648	△2,500	△2,500		
1 公共下水道施設費	26,648	△5,000	21,648	△2,500	△2,500		
歳出合計	294,114	△8,115	285,999	△3,477	△2,500	△962	△1,176

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
13	委託料	△3,115	下水道管理センター維持管理委託 △719 下水道管理センター電気・機械設備整備 △442 下水道管理センター外長寿命化計画策定 △1,954
15	工事請負費	△5,000	江差1号枝線污水管渠新設工事

(4) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源
						国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
五勝手中継ポンプ場 電気設備保守委託	260	—		平成30 ～ 31	260				260
江差・上ノ国下水道 管理センター電気設 備保守委託	380	—		平成30 ～ 31	380			161	219
江差・上ノ国下水道 管理センター汚泥処 理委託	7,794	—		平成30 ～ 31	7,794			3,897	3,897

(5) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

単位：千円

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 償還見込額		
下水道事業債	1,322,583	1,258,701	10,000	79,918	1,188,783	
合計	補正前の額	1,948,513	1,842,415	32,600	148,814	1,726,201
	補正額			▲ 2,500		▲ 2,500
	補正後の額	1,948,513	1,842,415	30,100	148,814	1,723,701



## 議案第5号

### 平成30年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）について

#### （総則）

第1条 平成30年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

#### （債務負担行為）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為補正」による。

平成31年3月12日提出

江差町長 照 井 誉之介

#### 提案理由

平成31年度から委託する各種業務について、平成30年度中に契約する必要があることによる。

第1表 債務負担行為補正

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
水道メータ検針及び開閉 栓委託業務	平成30年度～ 平成31年度	4,415
電気工作物保安管理委託 業務	平成30年度～ 平成31年度	405

議案第15号

江差町財政調整基金の処分について

平成31年度江差町一般会計の財源不足を補填するため、江差町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第6条の規定により、財政調整基金を次のとおり処分するものとする。

- 1 処分する額            310,000,000円
- 2 処分する時期        平成31年度中

平成31年3月12日提出

江差町長 照 井 誉之介



議案第16号

江差町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について

江差町土地開発基金条例を廃止する条例を、次のように定める。

平成31年3月12日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

公共事業に係る土地の先行取得の必要性が薄れ、今後の活用も見込まれないことから、江差町土地開発基金を廃止するため。

## 江差町土地開発基金条例を廃止する条例

江差町土地開発基金条例（昭和49年条例第1号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 17 号

国営厚沢部川土地改良事業促進基金の設置、管理及び処分に関する条例  
を廃止する条例の制定について

国営厚沢部川土地改良事業促進基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する  
条例を、次のように定める。

平成 31 年 3 月 12 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

国営厚沢部川土地改良事業の受益者負担金が終了したことから、国営厚沢部川土  
地改良事業促進基金を廃止するため。

国営厚沢部川土地改良事業促進基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する  
条例

国営厚沢部川土地改良事業促進基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和60年条例第14号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第18号

消費税改正に伴う関係条例の整理条例の制定について

消費税改正に伴う関係条例の整理条例を、次のように定める。

平成31年3月12日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

本年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられることから、関係条例を改正するもの。

## 消費税改正に伴う関係条例の整理条例

### (江差町庁舎の目的外利用及び使用料条例の一部改正)

第1条 江差町庁舎の目的外利用及び使用料条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

2階 庁内会議室	700円
2階 第1会議室	400円
2階 第2会議室	400円
3階 第1委員会室	400円
3階 第2委員会室	900円
3階 第3委員会室	300円
前庭・コンコース	400円
駐車場	600円

」

を

「

2階 庁内会議室	730円
2階 第1会議室	410円
2階 第2会議室	410円
3階 第1委員会室	410円
3階 第2委員会室	940円
3階 第3委員会室	310円
前庭・コンコース	410円
駐車場	620円

」

に改める。

### (江差町行政財産使用料条例の一部改正)

第2条 江差町行政財産使用料条例（平成16年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第1項の時価に100分の5.2を乗じて得た年額」を「前2項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額」に改める。

第3条第1項中「100分の105」を「100分の110」に改め、同条第2項中「1,500円」を「1,650円」に改める。

### (江差町立学校施設使用料条例の一部改正)

第3条 江差町立学校施設使用料条例（平成16年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）中、「900円」を「940円」に、「300円」を「310円」に改める。

### (江差町文化会館条例の一部改正)

第4条 江差町文化会館条例（平成2年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表1中「6,200円」を「6,490円」に、「1,800円」を「1,880円」に、

「300円」を「310円」に、「500円」を「520円」に改める。

別表2の1の表中「4,620」を「4,840」に、「2,310」を「2,420」に、「920」を「960」に、「570」を「590」に、「1,150」を「1,200」に改める。

別表2の2の表中「5,770」を「6,040」に、「2,310」を「2,420」に、「1,150」を「1,200」に、「570」を「590」に、「340」を「350」に改める。

別表2の3の表中「3,460」を「3,620」に、「1,730」を「1,810」に、「4,620」を「4,840」に、「1,150」を「1,200」に、「570」を「590」に、「230」を「240」に、「2,310」を「2,420」に改める。

別表2の4の表中「2,310」を「2,420」に、「1,150」を「1,200」に、「570」を「590」に改める。

#### **(江差町スポーツ施設条例の一部改正)**

第5条 江差町スポーツ施設条例(平成16年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中「800円」を「830円」に、「5,100円」を「5,340円」に改める。

別表第2の3の表中「1,000円」を「1,040円」に改める。

別表第2の4の表野球場(昼間)の項中「800円」を「830円」に改め、同表野球場(夜間・18:00以降)の項中「2,300円」を「2,400円」に改める。

別表第2の4の表サブグラウンドの項及び研修室の項中「300円」を「310円」に改める。

別表第2の4の表スコアボードの項中「1,000円」を「1,040円」に改め、同表音響設備(マイク含む)の項中「500円」を「520円」に改め、同表機材等持ち込み料の項中「3,000円」を「3,140円」に改める。

別表第2の5の表中「1,500円」を「1,570円」に、「750円」を「780円」に改める。

別表第2の6の表中「900円」を「940円」に、「500円」を「520円」に改める。

#### **(江差町コミュニティセンター条例の一部改正)**

第6条 江差町コミュニティセンター条例(昭和49年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,900円」を「1,990円」に、「600円」を「620円」に改める。

#### **(江差町集会施設条例の一部改正)**

第7条 江差町集会施設条例(平成2年条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「800円」を「830円」に、「300円」を「310円」に改める。

#### **(江差町児童館条例の一部改正)**

第8条 江差町児童館条例(昭和43年条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表中「400円」を「410円」に改める。

#### **(南が丘ふれあいセンター条例の一部改正)**

第9条 南が丘ふれあいセンター条例(平成7年条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,100円」を「1,150円」に、「300円」を「310円」に、「400円」を「410円」に改める。

**(江差町老人福祉センター条例の一部改正)**

第10条 江差町老人福祉センター条例（平成12年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,400」を「1,460」に、「600」を「620」に、「300」を「310」に、「500」を「520」に改める。

**(江差町保健センター条例の一部改正)**

第11条 江差町保健センター条例（平成5年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,300円」を「1,360円」に、「1,200円」を「1,250円」に改める。

**(江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)**

第12条 江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第58条第1項中「2,100円」を「2,200円」に改める。

別表第2中「500円」を「520円」に改める。

**(江差町農業管理センター条例の一部改正)**

第13条 江差町農業管理センター条例（平成18年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中「800円」を「830円」に、「400円」を「410円」に改める。

**(江差町歴史的まちなみ交流会館壱番蔵設置条例の一部改正)**

第14条 江差町歴史的まちなみ交流会館壱番蔵設置条例（平成18年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「800円」を「830円」に、「500円」を「520円」に改める。

**(繁次郎の里簡易宿泊施設設置条例の一部改正)**

第15条 繁次郎の里簡易宿泊施設設置条例（平成5年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「6,300円」を「6,600円」に、「8,400円」を「8,800円」に、「10,500円」を「11,000円」に、「2,100円」を「2,200円」に改める。

**(江差町温泉供給条例の一部改正)**

第16条 江差町温泉供給条例（平成7年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「100分の105」を「100分の110」に改める。

**(江差町漁船等上架施設管理条例の一部改正)**

第17条 江差町漁船等上架施設管理条例（平成18年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

漁船上架施設使用料

区分		使用料	摘要
上架進水料	5トンまで	87,600円	上架日数が25日を超える場合には上架進水料に8割を加算する。
	5トンを超え10トンまで	87,600円に1トン増毎に4,550円を加算した額	
	10トンを超え30トンまで	110,380円に1トン増毎に4,040円を加算した額	
	30トンを超え60トンまで	191,290円に1トン増毎に3,120円を加算した額	
	60トンを超え100トンまで	284,970円に1トン増毎に2,860円を加算した額	
	100トンを超えるもの	399,400円に1トン増毎に2,590円を加算した額	
滞船料		1日1トン当たり 80円	日数の算定については、上架の日より7日を超えた日からとする。

備考

- 1 12月1日から翌年3月末日までの使用料（滞船料を除く。）は上記料金の3割増しとする。
- 2 1トン未満の端数があるときは、1トンとして計算する。

（江差町水産物荷捌施設設置条例の一部改正）

第18条 江差町水産物荷捌施設設置条例（平成9年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第一」を「-4.5m」に改める。

別表備考中「105」を「110」に改める。

（江差町漁村センター条例の一部改正）

第19条 江差町漁村センター条例（平成18年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

江差町漁村センター使用料

室名		1時間当たり
会議室	会議室	1,250円
	拡声器一式	200円
実習室		940円
漁民娯楽室		310円

その他の研修室	200円
和室一室につき	310円

備考

- 1 暖房を使用している期間は、使用料の3割増しとする。（ただし、拡声器一式を除く。）
- 2 1時間未満は1時間とし、1時間を超える端数については30分以上を1時間とみなす。
- 3 上記のほか、電気、ガス及び水道を多量に使用する場合は、その実費を徴収する。
- 4 営利を目的とする使用についての使用料金は、町外業者については10割増し、町内業者については5割増しとする。
- 5 外来船員のための和室等の使用に係る使用料金については、別に町長が定める。
- 6 前各号により算出された合計額に10円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てる。

**（江差町都市公園条例の一部改正）**

第20条 江差町都市公園条例（昭和55年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条中「ならない。」の次に「ただし、占用の期間が1月に満たない場合にあつては、別表第4に掲げる占用料に100分の110を乗じて得た額を占用料とする。」を加える。

別表第4に備考として次のように加える。

備考

- 1 占有の期間が1年未満のときは月割計算し、1年未満の端数があるときは1月として計算する。

**（江差町会所会館条例の一部改正）**

第21条 江差町会所会館条例（平成13年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第4条関係）

室名		1時間当たりの使用料金
多目的ホール	全室使用	1,360円
	部分使用1/2	620円

**（江差町公共下水道条例の一部改正）**

第22条 江差町公共下水道条例（平成14年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項の表中「1,641」を「1,672」に、「205」を「209」に、「101」を「103」に改める。

**（江差港湾センター条例の一部改正）**

第23条 江差港湾センター条例（昭和51年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を削る。

第6条第1項中「別表に定める使用料を納めなければならない」を「江差町行政財産使用料条例（平成16年条例第5号）第3条の規定により算出した額を納めなければならない」に改める。

別表を削る。

(江差町給水条例の一部改正)

第24条 江差町給水条例(平成10年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第27条関係)

給水装置の種類	基本料金(1ヶ月につき)		基本水量		水道料金				備考
	口径	別基本水量	基本水量	の分	家庭用	家庭用・一般用	公衆浴場用	8立メートルを超える1立方メートルにつき	
専用	ミリメートル	円	m <sup>3</sup>	無料	円	円	円	円	<p>1 家庭用は一般家庭において生活用に水道を使用するものに適用する。</p> <p>ただし、1個の水道メーターにより家庭用以外の用途と併用するものについては使用量15立方メートル以下の分を家庭用とみなす。</p> <p>2 基本料金1,917円の区画には、家庭用の13ミリメートルで、過去6ヶ月の1ヶ月当たり平均使用量が5立方メートル以下のものに適用する。</p> <p>ただし、過去6ヶ月の1ヶ月当たり平均使用量が6立方メートル以上になったときは、基本料金2,479円の区画とする。</p> <p>3 一般用は、家庭用及び公衆浴場用以外のものに適用する。</p> <p>4 料金は基本料金と水量料金との合計額とする。(消費税込料金)</p>
		1,917	5		275	396	456	150	
	口径13	2,479	8						
	口径20	3,193							
	口径25	5,083							
	口径40	11,928	10						

	口径50	29,544	20					
	口径75	42,319	25					
	口径100	60,813	35					
	浴場用	3,193	8					
共用	共用栓	1,917						

別表第2を次のように改める。

別表第2（第27条関係）

量水器の口径	1個1ヶ月の使用量
13ミリメートル	55円
20ミリメートル	104円
25ミリメートル	110円
40ミリメートル	216円
50ミリメートル	312円

別表第4を次のように改める。

別表第4（第34条関係）

量水器の口径	加入金の額
13ミリメートル	50,994円
20ミリメートル	77,836円
25ミリメートル	214,734円
40ミリメートル	697,887円
50ミリメートル	1,036,086円
75ミリメートル	管理者が別に定める
100ミリメートル	管理者が別に定める

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用による利用料については、なお従前の例による。但し、第24条の改正条例中、別表第2及び別表第4の改正については適用しない。

議案第19号

江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例について

江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を、次のように改正する  
ものとする。

平成31年3月12日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

働き方改革に伴う人事院規則の改正を踏まえ、江差町職員の勤務時間及び休日休暇  
等に関する条例を改正するもの。

## 江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例

江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第20号

江差町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

江差町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成31年3月12日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

学校教育法の一部改正により、専門職大学制度が創設されることに伴い、江差町職員の自己啓発等休業に関する条例を改正するもの。

## 江差町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

江差町職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第52条」を「第83条」に、「第57条」を「第91条」に、「第62条」を「第97条」に改め、同条第2号中「第68条の2第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改め、同条第4号中「前各号に準ずるものとして町長が定める教育施設」を「学校教育法第124条に規定する専修大学であって、同法第125条に規定する専門課程を置くもの（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「前2号に」を「前3号に掲げる教育施設に」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3） 学校教育法第108条に規定する短期大学

第5条第1号中「第13条第1項第3号」を「第13条第1項第4号」に改める。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 2 1 号

江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成 3 1 年 3 月 1 2 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

学校教育法の一部改正により、専門職大学制度が創設されることに伴い、江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を改正するもの。

江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加える。

第4条第2号中「後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同条第4号中「後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同項第3号に規定する学校の卒業生」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。第4号において同じ。）」を加え、同条第5号中「卒業生」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条第8項の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

議案第 22 号

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

江差町国民健康保険税条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成 31 年 3 月 12 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

国民健康保険事業費納付金に係る保険税率の算定に伴い、江差町国民健康保険税条例を改正するもの。



## 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

江差町国民健康保険税条例（昭和40年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.14」を「100分の7.18」に改める。

第4条中「19,800円」を「20,100円」に改める。

第5条第1号中「32,000円」を「31,800円」に改め、同条第2号中「16,000円」を「15,900円」に改め、同条第3号中「24,000円」を「23,850円」に改める。

第6条中「100分の2.40」を「100分の2.46」に改める。

第7条中「6,600円」を「6,800円」に改める。

第7条の2第1号中「10,800円」を「10,700円」に改め、同条第2号中「5,400円」を「5,350円」に改め、同条第3号中「8,100円」を「8,025円」に改める。

第8条中「100分の1.88」を「100分の2.08」に改める。

第9条中「6,400円」を「7,400円」に改める。

第9条の2中「7,800円」を「8,700円」に改める。

第23条第1号ア中「13,860円」を「14,070円」に改め、同号イ中「22,400円」を「22,260円」に、「11,200円」を「11,130円」に、「16,800円」を「16,695円」に改め、同号ウ中「4,620円」を「4,760円」に改め、同号エ中「7,560円」を「7,490円」に、「3,780円」を「3,745円」に、「5,670円」を「5,617円」に改め、同号オ中「4,480円」を「5,180円」に改め、同号カ中「5,460円」を「6,090円」に改め、同条第2号ア中「9,900円」を「10,050円」に改め、同号イ中「16,000円」を「1

5,900円」に、「8,000円」を「7,950円」に、「12,000円」を「11,925円」に改め、同号ウ中「3,300円」を「3,400円」に改め、同号エ中「5,400円」を「5,350円」に、「2,700円」を「2,675円」に、「5,400円」を「4,012円」に改め、同号オ中「3,200円」を「3,700円」に改め、同号カ中「3,900円」を「4,350円」に改め、同条第3号ア中「3,960円」を「4,020円」に改め、同号イ中「6,400円」を「6,360円」に、「3,200円」を「3,180円」に、「4,800円」を「4,770円」に改め、同号ウ中「1,320円」を「1,360円」に改め、同号エ中「2,160円」を「2,140円」に、「1,080円」を「1,070円」に、「1,620円」を「1,605円」に改め、同号オ中「1,280円」を「1,480円」に改め、同号カ中「1,560円」を「1,740円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 23 号

江差町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

江差町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成 31 年 3 月 12 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、江差町災害弔慰金の支給等に関する条例を改正するもの。

## 江差町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

江差町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第14条中「年3パーセント」の次に「以内で規則で定める率」を加える。

第15条第1項中「（又は半年賦償還）」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の江差町災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

## 議案第24号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
  - (1) 所在地 檜山郡江差町字中歌町193番地3
  - (2) 名称 江差追分会館・江差山車会館
- 2 指定管理者に指定する団体
  - (1) 所在地 檜山郡江差町字豊川町150番地
  - (2) 名称 株式会社 舞台派遣
  - (3) 代表者 代表取締役 福原 祐介
- 3 指定する期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

平成31年3月12日提出

江差町長 照 井 誉之介

### 提案理由

江差追分会館・江差山車会館について、管理及び運営を効率的かつ効果的に行わせるために指定管理者を指定するため。



## 議案第25号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
  - (1) 所在地 檜山郡江差町字茂尻町71番地
  - (2) 名称 江差町文化会館
- 2 指定管理者に指定する団体
  - (1) 所在地 檜山郡江差町字豊川町150番地
  - (2) 名称 株式会社 舞台派遣
  - (3) 代表者 代表取締役 福原 祐介
- 3 指定する期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

平成31年3月12日提出

江差町長 照 井 誉之介

### 提案理由

江差町文化会館について、管理及び運営を効率的かつ効果的に行わせるために指定管理者を指定するため。



## 議案第26号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
  - (1) 所在地 檜山郡江差町字中歌町196番地
  - (2) 名称 江差町漁船等上架施設
- 2 指定管理者に指定する団体
  - (1) 所在地 檜山郡江差町字中歌町196番地
  - (2) 名称 株式会社 檜山造船公社
  - (3) 代表者 代表取締役 半田 正敏
- 3 指定する期間  
平成31年4月1日から平成35年3月31日まで（4年間）

平成31年3月12日提出

江差町長 照 井 誉之介

### 提案理由

江差町漁船等上架施設について、管理及び運営を効率的かつ効果的に行わせるために指定管理者を指定するため。



## 議案第27号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
  - (1) 所在地 檜山郡江差町字姥神町157番地1
  - (2) 名称 江差町漁村センター
- 2 指定管理者に指定する団体
  - (1) 所在地 檜山郡江差町字姥神町138番地1
  - (2) 名称 江差青果卸売市場 株式会社
  - (3) 代表者 代表取締役 森野 一夫
- 3 指定する期間  
平成31年4月1日から平成35年3月31日まで（4年間）

平成31年3月12日提出

江差町長 照 井 誉之介

### 提案理由

江差町漁村センターについて、管理及び運営を効率的かつ効果的に行わせるために指定管理者を指定するため。



## 議案第28号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
  - (1) 所在地 檜山郡江差町字姥神町1番地10
  - (2) 名称 江差港マリーナ
- 2 指定管理者に指定する団体
  - (1) 所在地 檜山郡江差町字姥神町1番地10
  - (2) 名称 一般財団法人 開陽丸青少年センター
  - (3) 代表者 副理事長 打越 東亜夫
- 3 指定する期間  
平成31年4月1日から平成35年3月31日まで（4年間）

平成31年3月12日提出

江差町長 照 井 誉之介

### 提案理由

江差港マリーナについて、管理及び運営を効率的かつ効果的に行わせるために指定管理者を指定するため。



## 議案第 29 号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
  - (1) 所在地 檜山郡江差町字姥神町 4 2 番地 3
  - (2) 名 称 江差町歴史的まちなみ交流会館壺番蔵
- 2 指定管理者に指定する団体
  - (1) 所在地 檜山郡江差町字橋本町 8 5 番地
  - (2) 名 称 江差町歴まち商店街協同組合
  - (3) 代表者 代表理事 萩原 徹
- 3 指定する期間  
平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで（4 年間）

平成 31 年 3 月 12 日提出

江差町長 照 井 誉之介

### 提案理由

江差町歴史的まちなみ交流会館壺番蔵について、管理及び運営を効率的かつ効果的に行わせるために指定管理者を指定するため。